

**間々田地区新設保育所建設に伴う設計業務委託 公募型プロポーザル
参加表明書等に関する質問回答書**

令和5年9月8日

質問受付順

小山市 理財部 公共施設整備課

No	質問	回答
1	【実施要領3】【様式3-3】業務主任技術者（統括責任者）と建築設計主任者は兼務可能でしょうか。	可能です。 (添付資料1を参照)
2	【実施要領3】【様式3】構造設計主任者、電気設備設計主任者、機械設備設計主任者を外部協力委託（第三者）する場合において、その者の業務実績や資格証明書写しなどの添付の要否についてご教示ください。	協力業者（下請負業者を指す。以下同じ。）の添付資料は不要です。 (添付資料1及び3を参照)
3	【実施要領3】【様式3-3】各外部協力委託主任者選任の場合、他のプロポーザル参加者の委託先と重複することの可否についてご教示ください。	可能です。 (添付資料1を参照)
4	【実施要領 別表1】一次審査提出書類の任意様式となる各資料の枚数など制限はありますでしょうか。	任意様式については、枚数制限はありません。
5	【実施要領 別表1】一次審査提出書類は一式をA4ファイル（縦使い）に纏めて提出してよろしいでしょうか。また、その他提出形式で注意事項がありましたらご教示ください。	縦向きで左上ホチキス留め及びダブルクリップ留めとしてください。製本カバーの類は不要です。
6	【要求水準書2-1】敷地測量図が添付資料に見当たらず、また業務範囲にも含まれていませんが、測量図は御支給いただくと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書2-1(1)①「業務の範囲」の本文に記載のとおり、設計業務に先立って敷地測量業務を別途発注予定であり、その成果物を本業務の受注者に提供いたします。
7	【要求水準書1-6】遊具類の費用は総工事費の想定額に含むか否かご教示ください。	遊具類の費用も総工事費の想定に含みます。
8	【要求水準書2-1】遊具類の選定は本業務範囲に含むか否かご教示ください。	遊具類の選定も設計業務に含みます。

9	【仕様書 1-1】敷地内地目に畑が含まれていますが、実施に必要な許認可申請等として農地転用手続きは含むものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書 1-5 (7)「農地の状況」に記載のとおり、農地に関する手続きは、市が行います。
10	【その他】本業務には直接関係ない質問ですが、より良い建物にするためには確かな工事監理が大切であり、しかも設計した者が担う事が望ましいことは自明であると考えます。本業務終了後の工事監理業務の方法や発注についての方針などございましたら差し支えない範囲でご教示ください。	工事監理は市の担当部署にて行う予定ですが、設計意図を工事施工業者へ的確に伝えることを目的として、本設計業務の受注者に対し「設計意図伝達業務委託」の発注を予定しています。
11	【実施要領 3】【様式 3-3】業務主任技術者は建築設計主任者を兼ねることはできるでしょうか。	兼ねることができます。 (添付資料 1 を参照)
12	【実施要領 別表 1】【様式 3-2】業務内容が確認できる添付資料について、() 書き内の「施設パンフレット」が入手できない場合は HP などのプリントでよろしいでしょうか。	よいです。
13	【実施要領 別表 1】【様式 3-2】業務内容が確認できる添付資料について、() 書き内の「業務報告冊子」とありますが、「建築士法第 23 条の 6 の規定による設計等の業務に関する報告書」の事でしょうか。もしその場合過去何年間の報告書が必要でしょうか。	「業務報告冊子」とは、その業務において発注者に成果物等として提出した資料や報告書、建築士法第 23 条の 6 の規定による「設計等の業務に関する報告書」、などを指しています。過去何年間の報告が必要かについては、様式 3 に記載した業務実績に該当するものを添付してください。
14	【様式 3-2】業務内容が確認できる添付資料について、() 書き内の「テクリス登録情報」とありますが、設計業務においてテクリス登録をしていない場合は添付なしのまま提出してよろしいでしょうか。	よいです。

15	<p>【実施要領3】(8)に記載の設計業務実績について、記載のない保育園・保育所の実績での参加は可能でしょうか。具体的には、施設給付型認可保育所や、認可地域型保育事業所などです。また、新築ではなく、増築・改築の実績での参加は可能でしょうか。</p>	<p>参加資格(8)にある「子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定により確認を受けている特定子ども・子育て支援施設等」とは、いわゆる「幼児教育・保育の無償化」の対象施設を指します。</p> <p>よって、市区町村によって無償化の対象施設として確認を受けたものであれば参加資格となりえます。</p> <p>ただし、本業務と同種業務の実績を参加資格として設定していることから、「新築」に限らせていただきます。</p>
16	<p>【実施要領3】【様式3-3】参加する事業者が建築意匠設計事務所の場合、構造設計主任者、設備設計主任者、外構設計主任者、照査技術者について、協力企業から選任することができるかと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>業務主任技術者及び建築設計主任者は、元請けとなる参加事業者(グループ(共同企業体を指す。以下同じ。))の中から選任してください。その他の業務担当者は、協力業者からの選任でも支障ありません。</p> <p>(添付資料1及び3を参照)</p>
17	<p>【実施要領3】【様式3-3】参加する事業者の協力企業は、他の事業者の協力企業を兼ねることは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p> <p>(添付資料1を参照)</p>
18	<p>【実施要領 別表1】【様式3-1】参加する事業者が建築意匠設計事務所、構造設計主任者、設備設計主任者等を協力企業から選任する場合、協力企業についても事業者概要を提出する必要がありますでしょうか。</p>	<p>不要です。</p> <p>(添付資料2を参照)</p>
19	<p>【実施要領 別表1】【様式3-1】協力企業についても事業者概要の提出が必要な場合、外構設計主任者が属する協力企業など、一級建築士事務所登録が無い場合は、その欄は記載不要と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>不要です。</p> <p>(添付資料2を参照)</p>
20	<p>【実施要領 別表1】【様式3-3】建築設計主任者以外の、様式3-3業務実施体制に記載の各設計主任者についても、資格証明書の写しの添付が必要でしょうか。</p>	<p>不要です。</p> <p>(添付資料1を参照)</p>

21	【様式3-3】業務実施体制に記載の各設計主任者のうち、協力企業に属する者については、その企業名をどのように記載すればよいでしょうか。	添付資料3「記入例」を参考に記入してください。
22	【実施要領3】照査技術者について、一級建築士以外に必要な資格等がございますか。	照査技術者に資格要件はありません。 (添付資料1を参照)
23	【その他】建築意匠設計事務所と、構造設計事務所や設備設計事務所等の協力企業によるグループでの応募の場合、それぞれの責任区分はそれぞれの業務に応じたものとなるという理解でよろしいでしょうか。	受注者がグループの場合においては、発注者（市）は、この契約に基づくすべての行為をグループの代表事業者に対して行うものとし、発注者が当該代表事業者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該グループのすべての構成事業者に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表事業者を通じて行うこととなります。このことから、発注者に対する受注者としての責任は、グループの構成事業者が連帯して負うこととなります。 一方、グループ内における構成事業者間の責任区分については、契約締結時に「共同企業体協定書」を作成していただきますので、その協定書の中で ①各構成事業者の業務分担、 ②その業務分担に応じた責任区分、 を明記することとなります。
24	【実施要領 別表1】【様式2】別表1に記載の「入札参加資格審査随時申請を行ったことが分かる書類」とは、申請時に取得できる「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を指していますでしょうか。	「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」でよいです。その他、申請したことが分かるものであれば支障ありません。
25	【実施要領 別表1】【様式3】一次審査提出書類の業務実績及び建築雑誌等記載の実績がわかる資料等について、実際に記載された雑誌紙面のスキャンデータを資料として提出するかたちでよいでしょうか。	よいです。 ただし、掲載された建築雑誌等の名称がわかるようにしてください。

26	【実施要領 別表1】【様式3-4】一次審査提出書類について、技術者の資格証明書の写し等の資料について一級建築士登録証明書の写しでよいでしょうか。	よいです。 なお、建築設計主任者以外の業務担当者については、資格証明書の写しは不要です。(添付資料1を参照)
27	【実施要領 別表1】【様式2】一次審査提出書類について、その他参考資料の提出内容として事務所のホームページ内容の掲載ページの印刷提出または事務所のポートフォリオのコピーを提出でよいでしょうか。	よいです。
28	【実施要領 別表2】一次審査評価項目について、事業者の業務実績の中でも点数の差はあるのでしょうか。 例：公共工事建築物の設計業務よりも特定子ども・子育て支援施設の設計業務の方が配点が高い。	様式3「業務実績」の注記の優先順位のとおりに、①保育所及び幼保連携型認定こども園、②幼稚園及び幼保連携型以外の認定こども園、③その他の特定子ども・子育て支援施設等及び公共工事建築物、の順に高い配点としています。
29	【実施要領 別表2】一次審査評価項目について、事業者の業務実績の建築雑誌等掲載歴よりも受賞歴があるほうが配点は高いでしょうか。	同じ配点としています。
30	【実施要領 別表1】【様式3-4】別表1、一次審査提出書類について、様式3の4. 建築設計主任の業務実績等ですが、建築設計主任者のみ考えてよろしいでしょうか。(建築設計主任者以外の業務担当者の実績を示す資料は必要でしょうか。)	様式3「4. 建築設計主任者の業務実績等」について、建築設計主任者以外の業務担当者の業務実績等を追加する必要はありません。 (添付資料2を参照)
31	【実施要領 別表2】別表2、一次審査評価項目について、地元企業の受注機会の確保は何により評価されるのかご教示ください。	参加する事業者の、「市内」「県内」「県外」の区分及び「単独又は代表事業者としての参加」「構成事業者としての参加」の区分により配点しています。 なお、ここでいう「市内」「県内」とは、それぞれの地域内に本社、営業所または支店のいずれかが設けられていることを指しています。 また、協力業者については評価の対象外としています。
32	【実施要領 別表4】実施要領 別表4 二次審査評価項目について、内訳書と見積書は評価されないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

33	【実施要領3】実施要領3.参加資格(8)の「公共工事建築物の新築」として、国内のみの実績しか認められませんでしょうか。	国内の実績に限らせていただきます。
34	【実施要領3】【様式3-3】複数の事業者により構成されたグループでの参加をする場合、実施要領3.参加資格(9)の業務主任技術者(統括責任者)、各設計主任者、照査技術者は、代表事業者が委託する外部の技術者、主任者で問題ありませんでしょうか。もしくは、すべて代表事業者から選任する必要がありますでしょうか。	業務主任技術者及び建築設計主任者は、元請けとなる参加事業者(グループ)の中から選任してください。その他の業務担当者は、協力業者からの選任でも支障ありません。 (添付資料1及び3を参照)
35	【様式3】複数の事業者により構成されたグループでの参加をする場合、(様式3-1.事業者概要)については「※グループでの参加の場合は、すべての事業者について作成し、提出すること」との記載がございますが、(様式3-2.業務実績)(様式3-3.業務実施体制)についてはグループを構成する各社の実績を合わせて記載する、という理解でよろしいでしょうか。	よいです。 (添付資料2を参照)
36	【実施要領3】実施要領3.参加資格(8)の「子ども・子育て支援法により確認を受けている特定子ども・子育て支援施設等」には一般的な認可保育園などは含まれないということでしょうか。	「子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定により確認を受けている特定子ども・子育て支援施設等」とは、いわゆる「幼児教育・保育の無償化」の対象施設として市区町村に確認を受けたものを指します。 よって、認可保育園で市区町村によって無償化の対象施設として確認を受けたものは含まれます。
37	【実施要領3】実施要領3.参加資格(9)の各設計主任者(建築設計主任者、構造設計主任者、設備設計主任者、外構設計主任者等)は兼ねることがあっても問題ありませんでしょうか。	問題ありません。 (添付資料1を参照)
38	【実施要領3】参加資格の(8)又は公共工事建築物の新築に係る基本設計又は実施設計業務とありますが、保育所やこども園と限定する等、建築物用途の指定はありますでしょうか。	公共工事建築物については特に用途の指定はありません。

39	【実施要領 別表2】別表2、地元企業の受注機会の確保 配点 10 とは、小山市内企業の受注機会確保という意味で今案件のプロポーザルに参加する小山市内設計事務所に 10 点配点される（JV参加も含め）という意味でしょうか。	No. 31 を参照してください。 配点については回答を控えさせていただきます。
40	【実施要領3】【様式3-3】様式3において、設計主任者の一部を協力会社に再委託することは可能でしょうか。	業務主任技術者及び建築設計主任者は、元請けとなる参加事業者（グループ）の中から選任してください。その他の業務担当者は、協力業者からの選任でも支障ありません。 （添付資料1及び3を参照）
41	【様式3-3】様式3 3.業務実施体制に関し、「業務実績に記載した業務にどのように携わったか、今回の業務にどのように携わるかを記入」とありますが、もう少し具体的に記載すべき内容につきましてご教示ください。	添付資料3「記入例」を参考に記入してください。
42	【様式3-2】様式3 2.業務実績に記載された業務実績と、4.建築設計主任者の業務実績等に記載された業務実績が同じであれば、業務内容を確認できる資料は1部と考えてよろしいでしょうか。	よいです。
43	【実施要領3】【様式3-3】構造設計事務所や設備設計事務所は、複数の参加事業者（建築設計事務所）の協力事務所を掛け持ちすることは可能でしょうか。	可能です。 （添付資料1を参照）
44	【様式3-1、3-2】グループで参加の場合、会社案内は各々会社ごとに案内・実績等でよろしいでしょうか。それとも、グループ全体でまとめた方がよいでしょうか。	様式3「1.事業者概要」は、事業者（会社）ごとに作成してください。 様式3「2.業務実績」は、グループでまとめた作成してください。 （添付資料2を参照）
45	【実施要領3】【様式3-3】業務主任技術者と建築設計主任者は兼任できますでしょうか。また、照査技術者以外のその他の主任者は兼任することができますでしょうか。	業務主任技術者は、建築設計主任者及びその他の各設計主任者を兼務することができます。 （添付資料1を参照）
46	【実施要領3】資格要件は建築設計主任者のみで、その他の技術者、主任者には資格要件はない、ということで間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。 （添付資料1を参照）

47	<p>【実施要領3】【様式3-3】業務主任技術者及び建築設計主任者以外の主任者、技術者を、JV等を組んでいない事務所を協力事務所とし、そこから選任して問題ないでしょうか。</p>	<p>業務主任技術者及び建築設計主任者は、元請けとなる参加事業者（グループ）の中から選任してください。その他の業務担当者は、協力業者からの選任でも支障ありません。 （添付資料1及び3を参照）</p>
48	<p>【実施要領3】【様式3-2】過去10年以内の実務経験（最大5件）について、設計のみで工事監理を行っていない物件、設計は完了したがまだ竣工していない物件については記載可能でしょうか。</p>	<p>設計業務委託が完了していれば、工事監理を行っていないもの、竣工していないもの、いずれも実績として記載可能です。</p>
49	<p>【様式3-1】様式3事業者概要について、JV等ではなく、下請けとしての協力事務所と組んで参加する場合は、応募事務所のみで、協力事務所の提出は不要でしょうか。</p>	<p>不要です。 （添付資料2を参照）</p>
50	<p>【様式3-1】様式3について、事業者（会社）の概要とは具体的にどのようなことを記載すればよろしいでしょうか。写真や図の使用は可能でしょうか。</p>	<p>事業者の理念や特徴、事業内容、アピールポイントなど、自由に記載してください。写真や図の使用も可能です。</p>
51	<p>【様式2】【様式4】参加表明書表紙（様式2）、技術提案書表紙（様式4）の商号又は名称、代表者名部分に印マークありませんが、押印不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>押印は不要です。</p>

**間々田地区新設保育所建設に伴う設計業務委託 公募型プロポーザル
参加表明書等に関する質問回答書 添付資料**

添付資料1. 業務担当者の選任について

	兼務	資格・実績 の要件	資格・実績 を証明する書類	選任元
業務主任技術者	可	なし	不要	参加事業者（JV） から選任
建築 設計主任者		あり	必要	
構造 設計主任者		なし	不要	協力業者からも 選任可 （協力業者について は、他の参加事業者 の協力業者と重複し ていても支障なし）
電気設備 設計主任者				
機械設備 設計主任者				
外構 設計主任者				
照査技術者	不可			

添付資料2. 様式3の作成について

	1. 事業者概要	2. 業務実績	3. 業務実施体制	4. 建築設計主任者の 業務実績等
代表事業者	事業者ごとに 作成	JVでまとめて 作成	JVでまとめて 作成	建築設計主任者以外の 業務担当者の業務実績 は記載不要
構成事業者				
協力業者	不要	不要		(選任不可)

3. 業務実施体制（記入例）

	予定配置技術者氏名	資格等	年齢 (経験年数)
業務主任技術者	A (代表事業者：a社)	一級建築士	40 (18)
建築 設計主任者	同上	同上	同上
構造 設計主任者	B (協力業者：b社)	一級建築士 構造設計一級建築士	45 (21)
電気設備 設計主任者	C (協力業者：c社)		35 (13)
機械設備 設計主任者	D (協力業者：d社)	建築設備士	40 (18)
外構 設計主任者	E (協力業者：e社)		30 (10)
照査技術者	F (構成事業者：f社)	一級建築士 建築積算士	45 (23)

記載された技術者が、業務実績に記載した業務にどのように携わったか、今回の業務にどのように携わるかを記入してください。

【 A 】… 業務主任技術者 兼 建築設計主任者

《業務実績での役割》

- ・●●設計業務委託 … 建築設計担当者（図面作成、積算など）
- ・●●基本設計業務委託 … 建築設計チームリーダー（建築設計の統括）
- ・●●設計業務委託 … 管理技術者（設計業務全体の統括責任者）
- ・●●実施設計業務委託 … 照査技術者
- ・ …

《本業務の役割》

- ・建築設計主任者として、建築設計の全般業務を担う。
- ・業務主任技術者として、これまでも協力体制で実績がある構成事業者 f 社、協力業者 b 社、c 社及び d 社、今回初めて協力体制を築く e 社との調整を図り、事業の適正な遂行に向けて業務管理を行う。

【 B 】

…